

『アベノミクス効果 4 割実感 自社業績にプラスは 2 割』

帝国データバンクのアベノミクスに対する企業の意識調査によると、企業の約 4 割は国内景気が押し上げられていると実感しているものの、自社業績にプラス影響は 2 割にとどまっていることが明らかになった。この調査は 5 月 21 日から 31 日にかけて全国 2 万 2 910 社のうち、1 万 1 45 社から回答を得た。それによると、国内景気が安倍政権の経済政策（アベノミクス）により押し上げられていると「感じている」企業は 42.3% だった。業種別では、「不動産」が 53.7%、「サービス」が 50.0% と高かったが、「農・林・水産」が 28.6% と低く、業種間で景気浮揚効果に対する認識が異なっている。一方、「感じていない」企業は 34.3% で、3 社に 1 社はアベノミクスにより景気が押し上げられているとは考えていない。規模別では、小規模企業が 39.2%、中小企業が 36.9% で、いずれも大企業（25.5%）を 10 ポイント超も上回っており、規模が小さい企業ほど景気浮揚効果を感じていない。

現時点でアベノミクスの業績への影響については、「プラス影響」が 21.3%、「マイナス影響」は 14.2% だった。業種別にみると、「プラス影響」では「不動産」が 32.8% で最も高かった。以下、「建設」（28.3%）、「金融」（28.0%）などの順。

『馬券購入行為から生じた所得 例外的に雑所得と認定』

既に新聞記事等で報道され、喜んでいる読者も多いかもしれないが、この判決は極めて特殊な事案を取り扱ったもので、一般化できるものではない点に要注意である。まず判決は、馬券購入行為から生じた所得は、原則として一時所得とする。一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質をもたず、一時的・偶発的利得である点が特質である。この立場からは、当り馬券の購入費用のみが、所得を得るための必要な支出すなわち必要経費として認められることになる。これに対し、雑所得だとはずれ馬券の購入費用まで、必要経費と認められる。判決が、本件被告人 A の所得を雑所得と認めたのは次のような事実による。判決はまず、所得発生 の基盤となる一定の源泉から繰返し取得されるものは一時所得ではないとし、所得源泉性を認めうるか否かは、当該所得の源泉性を認めるに足る程度の継続性、恒常性があるか否かによると、判断基準を明示した上で、A の馬券購入行為は大量かつ継続的、機械的なもので、競馬を娯楽としてではなく、資産運用の一環として行われており、継続性・恒常性を有するから雑所得とした。なお、本判決に対しては、検察官が控訴している。

